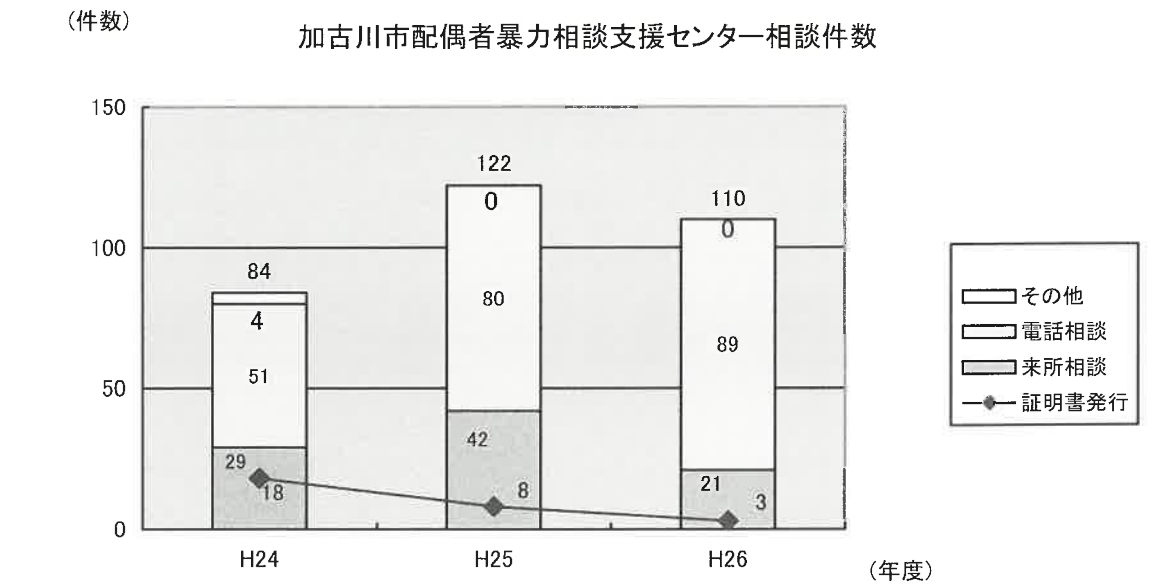


(資料)

概要版

相談実績					
年度	D V相談 総件数	配偶者暴力相談 支援センター相 談件数	女性相談・ 母子相談	女性問題 相談	配偶者暴力相談 支援センター 割合
H22	446 件		382 件 (2,078 件)	64 件 (469 件)	
H23	467 件		410 件 (2,016 件)	57 件 (585 件)	
H24	460 件	84 件	365 件 (2,058 件)	11 件 (567 件)	18%
H25	529 件	122 件	391 件 (2,363 件)	16 件 (385 件)	23%
H26	270 件	110 件	160 件 (1,726 件)		41%

注：女性相談、母子相談、女性問題相談の上段の数値は、それぞれの相談のうちDV相談の件数。下段の数値は、それぞれの相談件数の総数（DV件数も含む）。



加古川市配偶者等からの暴力対策基本計画(概要版) 平成 28 年 3 月
加古川市配偶者暴力相談支援センター
電話 079-427-2928

加古川市

配偶者等からの暴力対策基本計画

1. 策定経緯

すべての人が安心して暮らせる社会を実現するためには、あらゆる暴力を防止し、暴力を許さない社会をめざす切れ目のない取り組みが必要です。特に、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

加古川市では、平成 2 3 年 3 月に「加古川市配偶者からの暴力対策基本計画」を策定し、配偶者暴力相談支援センターの設置や被害者の安全の確保など、各般の施策を総合的に推進してきたところですが、DV対策を計画的・継続的に推進するため、第 2 期計画を策定しました。

2. 計画の期間

平成 2 8 年度から平成 3 2 年度までの 5 年間

3. 計画の位置づけ

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第 2 条の 3 第 3 項に基づく基本計画

～配偶者等からの暴力（DV）とは～

「配偶者等」とは婚姻関係にある相手方（事実婚を含む）のみでなく、離婚した元配偶者（事実婚にあった者）、生活の本拠を共にする（またはしていた）交際相手も含まれます。また、恋人など親密な関係にある（またはあった）者の暴力も対象としています。男性、女性の別を問いません。なお、暴力には、身体的暴力のみならず、精神的、性的、経済的暴力も含まれます。

計画の体系

本計画の基本理念である「DVをしない させない 許さないまち 加古川」の実現のため、基本目標ごとに関連する施策を体系づけ、総合的な取組みに努めます。

